

# 大阪港湾局（泉州港湾・海岸部）参加意思確認公募手続実施要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、大阪港湾局（泉州港湾・海岸部）（以下「発注機関」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）、又は委託役務業務（以下「業務」という。）において、参加意思確認公募手続（以下「公募手続」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 この公募手続は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき特定の者と随意契約しようとするときに、その唯一性を確認したい場合において、当該工事又は業務内容を明らかにした上で他の参加者の参加意思の有無を公募により確認し、契約手続における透明性、競争性を確保するための手法である。

## （契約予定価格等）

第3条 契約予定価格は、特定者に見積りを行い、発注機関の長が定める。

2 特定者及び応募要件を満たす者による競争入札又はその他の競争手続により契約の相手方を決定する際の予定価格は、契約予定価格を基準として発注機関の長が定める。

## （特定者の選定）

第4条 この公募手続を実施するに際し、発注機関の長は、その工事又は業務の特殊性等を総合的に勘案し、特定者を予め選定しなければならないものとする。

## （特定者に求める要件）

第5条 この公募手続における特定者に求める要件は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 工事においては、当該工事に対応する工事種別について大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。業務においては、当該業務に対応する種目について大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されていること又は登録される見込みであること。
- 二 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 三 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなしている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事（又は、物品・委託役務関係）競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなしている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事（又は、物品・委託役務関係）競争入札参加資格の再認定

がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

四 公示の日から契約の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は公示に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

ウ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（第二号キに掲げる者を除く）又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（第二号キに掲げる者を除く）

エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者

五 工事においては、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち、公示に定める業種について、同法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。

六 工事においては、公示に定める業種について、公示に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23に規定による経営事項審査を受けていること。

七 その他必要な事項

#### （参加意思確認申請）

第6条 発注機関の長は、特定者を除く当該工事又は業務への参加者の有無を確認するため、応募要件を定めたうえで、参加希望者を公募により募集し、当該工事又は業務への参加意思及び当該工事又は業務に必要な要件を満足することを確認する書類の提出を求めるものとする。

#### （応募要件）

第7条 公募手続において参加希望者に求める応募要件は次の各号に定めるとおりとする。

一 工事においては、公示に定める工事種別について大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。業務においては、公示に定める種目について大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登録されていること又は登録される見込みであること。

二 第5条第二号、第三号及び第四号に定める要件を満たす者。ただし、第四号のエについては、申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

2 発注機関の長は、前項のほか工事又は業務の内容等に応じて、工事においては次の1から6の各号、業務においては次の7から9の各号に掲げる事項に係る応募要件について定めることができるものとする。

一 公示の日までに、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち、公示に定める業種について、同法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。

二 公示に定める業種について、公示に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、参加意思確認申請書の提出時点において当該要件を満たさないものについては、当該要件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを、落札候補者になった場合に限り提出すること。なお、審査基準日は、申請書の提出期限の日から1年7ヶ月前の日とすること。

三 当該工事に対応する工事種別における等級又は建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の入札参加資格登録時の総合点数。

四 一定の基準を満たす同種工事の元請け施工実績

五 配置予定技術者

六 その他当該工事の施工に必要と認める事項

- 七 一定の基準を満たす同種業務の履行実績
- 八 配置予定技術者
- 九 その他当該業務の履行に必要と認める事項

(応募要件の審査)

第8条 発注機関の長は、応募要件を定めるにあたり、審査会等に諮るものとする。

(公示予定情報の公表)

第9条 公募手続において、発注機関の長は、原則として当該案件に係る公示の日の10日以上（大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条に規定する大阪府の休日（以下「休日」という。）を除く。）前に公示に関する予定情報（以下「公示予定情報」という。）を公表するものとする。公表は、次に掲げる事項の掲示及びホームページへの掲載により行うものとする。

- 一 工事名（又は業務名）
- 二 公示予定時期
- 三 その他発注機関の長が必要と認める事項

(特定者に対する通知)

第10条 公示に際して、発注機関の長は、特定者に対し予め次に掲げる事項を書面にて通知するものとする。

- 一 工事名（又は業務名）
  - 二 公示日
  - 三 特定者として選定していること
  - 四 契約予定価格
  - 五 特定者の所在地、商号又は名称
- 2 特定者は、発注機関の長に対し書面により前項の通知に関する異議申し立てができるが、その期間は通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
- 3 発注機関の長は、前項の申し立てがなされた場合においては、申し立てができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

(公示)

第11条 発注機関の長は、公募手続を実施しようとする場合においては、次に定める事項を含む公示を行うものとする。

- 一 工事名（又は業務名）、工事（又は業務）概要及び工期（又は履行期間）
- 二 工事（又は業務）の目的
- 三 第7条に定める応募要件
- 四 特定者の所在地、商号又は名称
- 五 特定者との契約予定価格
- 六 特定者を除くこの工事（又は業務）への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）の有無を確認するための公募であること。
- 七 公募手続に関する説明書（以下「説明書」という。）の交付期間、交付場所及び交付方法
- 八 発注機関の名称
- 九 当該工事（又は業務）を施工（又は履行）するのに必要な要件を満足する事を確認するための書類（以下「申請書」という。）の提出期限、提出場所及び提出方法
- 十 第三号の応募要件を満たすと認められる者がいない場合においては、随意契約手続に移行すること。
- 十一 第三号の応募要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該応募者による

競争となること。

十二 その他発注機関の長が必要と認める事項

十三 工事においては、当該工事に対応する業種及び建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日

（説明書の交付）

第12条 説明書の交付は、発注機関の長が行うものとする。交付期間は公示日から申請書の提出期限日の3日前（休日を除く。）までとする。

2 説明書には、次に定める事項を記載するものとする。

- 一 工事（又は業務）の詳細な説明
- 二 申請書の作成及び提出に関する事項
- 三 申請書の取扱い
- 四 説明書に対する質問受付期間、質問受付先、質問及び回答方法
- 五 その他発注機関の長が必要と定める事項

（説明書に対する質問）

第13条 説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を掲示により周知するものとする。

2 質問書の受付期間は、申請書の提出期限日の3日前（休日を除く。）までとする。

3 質問書の受付先は、発注機関とする。

4 質問書の提出は、持参に限るものとする。郵送、電送及びシステム等によるものは受け付けない。

5 質問に対する回答書は、申請書の提出期限日の前日（休日を除く。）までに、発注機関にて掲示及びホームページへ掲載する。

（申請書の提出）

第14条 参加希望者は、所定の期限までに、説明書に基づき作成した申請書を発注機関の長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、原則として公示日の翌日から起算して次に掲げる期間とする。

- 一 公募手続の公示日以前に第9条で定める公示予定情報を公表した場合においては、10日間（休日を除く。）とする。
- 二 公募手続の公示日以前に公示予定情報を公表していない場合においては、20日間（休日を除く。）とする。

3 申請書の提出は、持参、又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法）によるものとする。電送及びシステム等によるものは受け付けない。

（申請書の審査）

第15条 発注機関の長は、参加希望者より申請書が提出された場合においては、申請書の提出期限日から起算して10日以内（休日を除く。）に、審査会において、参加希望者が第7条で定める応募要件を満たすかについて審査を行うものとする。

また、発注機関の長は、必要に応じ参加希望者に対して、応募要件について審査するためにヒアリングの実施や応募要件の充足を証する書類の追加提出を求めることができる。

（審査結果の通知）

第16条 発注機関の長は、第15条の審査結果を参加希望者に対して、書面にて通知する。また、応募要件を満たさなかった者には、要件を満たさない旨及び理由を書面により通知するものとする。

(応募要件を満たさなかった者に対する理由説明)

第17条 応募要件を満たさなかった者は、発注機関の長に対し書面によりその理由について説明を求めることができる。なお、その期間は前条の通知を受けた日の翌日から起算して7日間（休日を除く。）とする。

2 発注機関の長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められた場合においては、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

(契約者決定方法)

第18条 発注機関の長は、応募要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び応募要件を満たす者により、競争入札又はその他の競争手続により契約の相手方を決定するものとする。

2 発注機関の長は、次のいずれかに該当する場合においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定者と随意契約手続に移行するものとする。

- 一 申請書の提出者がいない場合
- 二 審査会の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合
- 三 提出された申請書の内容に虚偽が判明した場合
- 四 応募要件を満たしている者が、審査結果の通知後、契約を締結する前に、応募要件を満たさなくなった場合
- 五 申請書を提出している者が、申請を取り下げた場合
- 六 応募要件を満たしている者が、第16条の通知後に入札又は見積りを辞退した場合

(申請結果情報の公表)

第19条 発注機関の長は、契約手続前に、参加希望者の有無及び第15条の審査結果を発注機関にて掲示する。

(その他)

第20条 本要綱に定めのない事項は、競争入札に関する諸規程及び大阪府随意契約ガイドラインの例によるものとする。

2 地方公営企業法の適用を受ける発注機関にあっては、本要綱に示す地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に替えて地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。